

令和5年9月13日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	望月 健一	.....	
委員	稗田美菜子	議長	高柳貴美代
”	香西 貴弘	副議長	青木 淳子
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 最終本会議の議事運営について

- (1) 議事日程(第2号)案について
- (2) 議案等の取扱いについて
2. 決算特別委員会の議事運営について
3. 議長の諮問事項について

○【遠藤直弘委員長】 皆さん、おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【遠藤直弘委員長】 それでは、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【高柳貴美代議長】 皆様、おはようございます。最終本会議に向けた議会運営委員会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。まだまだ今年は残暑も厳しく、いろいろな感染症も出ているようでございますので、皆様お一人お一人、御自愛いただきまして、最終本会議に臨んでいただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。続いて、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は最終本会議に向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

それでは、初めに追加提出案件でございます。8月23日の議会運営委員会で、準備が整い次第提出させていただくこととしておりました人事案件についてですが、国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてと、国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についての2件の人事案件を追加提出させていただきました。議案のお取扱いにつきまして、御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、令和4年度各会計決算に伴うものとしまして、健全化判断比率等についての報告、令和4年度決算認定として、令和4年度国立市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、国立市下水道事業会計決算、それに関連する議案として、令和4年度国立市下水道事業利益剰余金の処分についてを追加提出させていただきました。決算特別委員会での御審査、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 最終本会議の議事運営について

(1) 議事日程（第2号）案について

○【遠藤直弘委員長】 議題1、最終本会議の議事運営について、(1)議事日程（第2号）案について、事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（第2号）案について御説明を申し上げます。お手元に御配付いたしました令和5年第3回定例会議事日程（第2号）を御覧願います。市長提出議案は、決算認定や報告を含め23件、陳情が3件、議員提出議案が1件、提出されております。なお、議事日程の掲載順序は、おおむね前例に倣い、配列を致しております。

日程第15、認定第1号から日程第19、認定第5号までの令和4年度各会計決算5件、日程第20、第84号議案令和4年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について、日程第21、報告第5号健全化判断比率等についてにつきましては、追加提案をされたものでございます。

また、日程第22、第85号議案国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について及び日程第23、第86号議案国立市教育委員会委員の任命に伴う同意についてにつきましても、追加提案されたもので

ございます。

日程第26、議員提出第5号議案健康保険証の存続を求める意見書案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、関連する陳情の次に登載を致しております。議事日程（第2号）案につきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承りません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## （2）議案等の取扱いについて

○【遠藤直弘委員長】 （2）議案等の取扱いについてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いについて御説明を申し上げます。日程第1、第70号議案国立第二小学校改築工事（建築工事）請負変更契約の締結についてから日程第3、第72号議案国立第二小学校校舎改築工事（機械設備工事）請負変更契約の締結についてまでの3議案につきましては、一括議題とし、採決につきましては別個採決とする扱いをお願いを致します。

日程第15、認定第1号から日程第19、認定第5号までの令和4年度各会計決算と日程第20、第84号議案の下水道事業利益剰余金の処分の6件につきましては、先例に倣い、一括議題と致します。提案説明は、副市長から説明を受けた後、質疑を省略し、直ちに議長と監査委員を除く全員構成による決算特別委員会を設置し、そこに付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。なお、具体的な取扱方法につきましては、後ほど決算特別委員会の運営方法の中で御説明をし、御協議を頂きたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

また、決算特別委員会の正副委員長につきましては、先日開催されました会派代表者会議で協議を致しまして、前例に倣って選出することを確認いたしました。その結果、委員長に石井伸之議員、副委員長に古濱薫議員が推薦されておりますので、特別委員会設置後、議長が指名し、会議に諮るという扱いになります。

日程第21、報告第5号につきましては、報告を受け、質疑は決算特別委員会で受けることとなっておりますので、そのような取扱いをお願いいたします。

日程第22、第85号議案及び日程第23、第86号議案の2議案につきましては、人事案件でございますので、先例に倣い、提案説明を行った後、質疑、委員会付託、討論は省略し、直ちに採決に入り、採決は無記名投票で行うこととなります。

日程第26、議員提出第5号議案につきましては、陳情の採択を受けて提出されたものでございますので、先例に倣い、提案説明、質疑、委員会付託、討論は省略し、採決の扱いとなります。

日程第27、陳情第11号につきましては、陳情提出者から、お手元に御配付のとおり陳情訂正願が提出されております。付託先の委員会では、本会議において陳情訂正願が承認されることを前提に審査しておりますので、委員長報告の後、議長が訂正の承認を会議に諮る扱いとなります。以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承りま

す。望月委員。

○【望月健一委員】 陳情第11号に関して、これはまず事務局にお尋ねしたいんです。2つお尋ねしたいんですが、たしか陳情の訂正というのは、軽微な語句の訂正のみが認められていると記憶いたしました。そういったものでよいのか。それが今回のような事例が軽微な語句の訂正に当てはまるのか、そういった事例があったのかという点が1点と、常任委員会の審査終了後にこういった陳情の訂正がこれまでであったのか。

○【遠藤直弘委員長】 審査の前です。

○【望月健一委員】 審査前なんですね。（「1日前じゃなかったですか」と呼ぶ者あり）1日前だったんですね。失礼。それでは、今のは削除というか、訂正いたします。では、その1点目の部分を御説明をもしいただければ。

○【内藤議会事務局長】 陳情の訂正につきましては過去も行ってきたところでございますけれども、事務的な、また会派代表者会議、議会運営委員会等で、訂正の内容につきましての詳細な取決めといえますか、確認事項がございませんので、これまでも訂正についてはお認めをしてきたという経過がございます。

ただ、今お話があったように、時期的な問題と、陳情事項に対する内容というところでございますので、今、委員さんから御確認を頂いた点は、事務局のほうでも同様の、今までの訂正の内容とは少し内容が変わっているのかなと、違っているのかなという思いはございます。ただ、詳細な取決めがございませんので、取扱いにつきましては、そういった扱いをさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいでしょうか。暫時休憩、いいですか。暫時休憩とさせていただきます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、暫時休憩と致します。

午前10時11分休憩



午前10時13分再開

○【遠藤直弘委員長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## 議題2. 決算特別委員会の議事運営について

○【遠藤直弘委員長】 議題2、決算特別委員会の議事運営についてに入ります。事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、決算特別委員会の議事運営について御説明を致します。お手元に御配付いたしました議会運営委員会資料No.2を御覧いただきたいと存じます。

決算特別委員会の日程でございますが、10月2日月曜日、3日火曜日、5日木曜日、6日金曜日の4日間と確認をされております。決算認定につきましては、先ほど御確認いただいたとおり、先例に倣い、議長と監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を設置し、決定後に付託し、閉会中の継

続審査とする扱いとなります。

次に、決算特別委員会の議事運営について御説明を致します。第1日目、10月2日の議事運営でございますが、委員長が委員会運営方法等の説明を致します。次に、代表監査委員から決算審査意見書の説明を受けた後、その質疑に入ります。終了後、代表監査委員には退席をしていただきます。続いて、健全化判断比率等についての質疑に入ります。次に、一般会計の歳入全般に入り、まず、政策経営部長から一般会計の歳入の補足説明を受けた後、本会議での提案説明及び一般会計歳入全般に対する質疑を行うこととなります。

2日目の3日火曜日は、前日からの質疑が終了した後、一般会計決算の歳出に入り、各部長から一般会計歳出全般の補足説明を受けた後、款1議会費から款7商工費までの質疑を行うこととなります。3日目の5日木曜日には、款1から款7までの質疑が終了した後、款8土木費から款13予備費までの質疑を行い、終了後、討論を省略し、直ちに採決を行うこととなります。4日目、6日金曜日は、特別会計、事業会計の決算及び剰余金の処分に入ります。まず、担当部長からそれぞれ補足説明を受けた後、質疑に入り、終了後、討論を省略し、直ちに採決に入ります。採決は別個採決とする扱いとなります。

また、決算特別委員会の委員席につきましては、おおむね前例に倣い案を作成いたしましたので、御確認をお願いしたいと存じます。以上が決算特別委員会の議事運営についてでございます。

次に、決算特別委員会の資料配付日でございますが、9月25日月曜日までに各会派、議員控室に配付したいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

また、令和5年第4回定例会で行う決算認定等の会派代表討論の順序につきましては、決算特別委員会終了後、抽せんにより決定したいと存じますので、御了承願います。決算特別委員会についての御説明は以上のおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

皆様の御協力により、議題1の最終本会議の議事運営についてと議題2の決算特別委員会の議事運営については終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいて結構でございますので、どうもありがとうございました。



### 議題3. 議長の諮問事項について

○【遠藤直弘委員長】 議題3、議長の諮問事項についてに入ります。前回、タイムスパンを含めた進め方等を協議するというを確認しております。このことについて、各交渉団体より御意見を頂いてもよろしいでしょうか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 議長諮問については、来年度……じゃないか、次の次の予算に間に合うような形でスケジュールを組んで……（「次の次の予算ですか」と呼ぶ者あり）そうですね。次は間に合いません。次の次の予算にできるように、スケジュールをしっかりと組んで、早い段階で決め込み、進めていくのがよいのではないかなと考えております。次の次に間に合うというふうになると、第1回定例会ぐらいが理想的な形ではあるのではないかなというように考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。令和6年の第1回定例会ということですね。住友委

員。

○【住友珠美委員】 議長の諮問事項については、委員長から御説明いただいたところなんですけれども、もう一度、議長の諮問事項について説明願えますか。

○【遠藤直弘委員長】 では、どうしましょう。これは議長より、もう一度、再度のほうよろしいですか。——それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

諮問事項については、まずは、委員会のオンライン開催等についてということで、その部分をそのまま、もう一度読み上げさせていただきますけれども、令和2年8月13日開催の会派代表者会議において、議会運営委員会の委員長より、ウェブ会議システム等の技術的な面や予算等の面で委員会のオンライン開催が可能であるとの委員会の結論が報告されています。このことを踏まえて、感染症対策や育児、介護等を事由として、委員会をオンラインで開催できるよう協議、検討してもらいたいということです。また、令和5年2月7日付の「新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて」において、所要の手続を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えがない見解が示されている。条例・会議規則・先例等の整備、他自治体の状況等について、調査・研究をお願いしたいというのが、まず第1項目です。

第2項目としては、議会資料の電子化についてということで、タブレット端末の導入等により、議会資料の電子化が実現されるよう、議員の利便性向上、職員の事務負担の軽減等の観点から協議・検討をしてもらいたいというような諮問事項であったということでございます。よろしいでしょうか。

○【住友珠美委員】 はい。

○【遠藤直弘委員長】 そのことについて何か御意見……、今回は内容というよりも、どのようなスケジュール感ということなので、お話しがあったこと等々をお伺いできればなと思っておりますが、香西委員。

○【香西貴弘委員】 私どもの会派としては、この間のときもお聞きしましたが、どちらかという、多摩全域の中においてもちょっと後れを取っている感は否めないという中で、もちろん予算が関連してくると思うので、結果的にはそこを意識しながらやらざるを得ないのは当然のことなんです。結果そうなるんですけれども、なるべく早く優先的に、ましてや議長から諮問を頂いている中で、なるべくどこかの区切り区切りで決着をつけていく、そういったことをやっていかないといけないのではないかなというような思いでおります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 まず、オンライン議会のほうにつきましては、ここでは感染症とか育児とか介護とかということだったんですけれども、御本人が発熱した場合について、自分の体力が大変なときに——想定されるのは、例えば濃厚接触者、元気ではあるけれども出られないということが想定されていると思うんですが、オンラインであれば、御本人がちょっとつらくても出られちゃうみたいなことがあると思うんですね。その辺をどうやって考えていくのかということ、やっぱり議論していかなくちゃいけないだろうと。

もう1つは、育児や介護について、特に子供の発熱の場合、もちろん親は元気なんですけれども、子供がじっとしていないといったときに、出たい気持ちと出られない現状みたいなのをどこまで——そういうときは、後ろでうるさくはなると思うんですね。どこまでそれが許容されるのかとか、そういった具体的なことをやっぱり決め込んでいかないといけないのではないかなというような御意見がありました。オンライン化につきましては、そういったものはきちんと十分議論してから進めていっ

ていただきたいというような御意見でした。

それから、ペーパーレス化につきましては、紙の議案とか紙のものが残ること、タブレットを前提としないで、メールなどを含めたペーパーレスというものを検討していただきたいという御意見がありました。必ず全員がタブレットだけということだけではなくて、紙も残せる可能性をぜひ御検討いただきたいという御意見がありました。

それから同時に、ペーパーレス化については、個人情報保護をどのように考えていくかと。今回も議案の中で、ホームページ上で、ペーパーレスを選択した方は、個人情報がないもので議案を見るしかない。けれども、議案に関わるものではない可能性が高いんですが、時にはそれも知りたいというときに、どこまでそれがオンライン化できるのか。個人情報保護の観点をどのように考えるかということ、やっぱり丁寧に議論しなきゃいけないかなといった御意見がありました。

同時に、これらの意見の中で、例えば、先ほど委員長からの説明がありましたけれども、職員さんの事務負担の軽減とかいろいろなことを考えると、働き方改革そのものを、例えば委員会とか議会とかも夜遅くまでやってしまうという可能性がゼロではない現状の中で、そういったことも併せて議論するとか、あるいは諮問事項以外にどういった論点があるのかみたいなものを併せて考えていくこともいいのではないかとといったような御意見もありました。今回、諮問のことをお話ししていく中で、そういった御意見が出ましたので、一応御報告させては頂きたいんですけれども、例えば本会議や委員会とかを予備日をつくって18時に散会するとかといった議論も、職員さんと議員の働き方改革も併せて考えていく。そういうことだけではなくて、諮問事項に付随するとか、諮問事項に関連するとか、それ以外も含めて、併せて考えていく必要なものがあれば一緒に議論していくことが必要ではないかといった御意見もありました。

スケジュール感については、こういったスケジュールでどうですかみたいなこととか、どういうスケジュールでやっていきたいと思いますということは具体的には出ておりません。私がちょっとミスしたのかもしれないが、スケジュールを確認してくださいというふうに認識していなかったもので、そこまで深く交渉団体の御意見を聞いてこれなかったんですけれども、意見としては以上になります。

○【望月健一委員】 補足です。スケジュール感に関しては、今回は、まずは各交渉団体の議員の皆様の御意見を承るという点で答弁させていただいております。ペーパーレスの個人情報保護をどう考えるかという部分ですけれども、特に陳情で住所、そして個人名が出てしまうという、これは紙の場合も同様の問題が生じるんです。そこをタブレットにした場合、また紙の場合も同様ですけれども、これはしっかりと守っていかなきゃいけないと思いますので、そこは補足として言わせていただきます。

あとは、意見として、オンライン議会とペーパーレスに関して、他の問題を含めてどう取り扱うかを見極めた上で検討、了承するかを考えますという意見もあります。特に聴覚しょうがいしゃの皆様の支援の問題というのが、今議会に条例も出たこともあって、しっかりとこれを行っていくべきと考えます。これは他の会派の方からも、望月から発言してほしいという御意見も頂きましたので、ちょっとお伝えをさせていただきながら、今後のことをしっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○【住友珠美委員】 それこそ、今、委員長がおっしゃったように、ウェブでできるようにということは、あれは前々議会でしたか、私も議会運営委員会に入っていたときにオンラインでできるということも検証させていただいたところでありましたけれども、なかなかここに至るまでというのも結構

時間がかかって、皆さんと一緒に丁寧に検証して取り組んできたところでございます。

なので、ここから先、やっぱり丁寧に取り組んでいかないといけないなと思うところであります。先ほどスケジュールについてということでございましたけれども、ちょっと私もスケジュールについてと聞いた覚えがなかったものですので、まだ、うちの交渉団体のほうではスケジュールについての意見交換まではできていないんです。取りあえず、早めにというところももちろんありますが、丁寧に行っていくことで、やはりこういう苦手な方というのは一定数いらっしゃると思います。その中では、取りこぼさないでやっていくということが、これは一番考えなきゃいけないところであると思います。特にペーパーレス化についてなんですけれども、議会も電子化になっていく中で、例えば紙媒体を全くなくすのかどうか、その点についての検討というの、しっかりこれは——やっぱり、紙がなくなっちゃうの、とうちのほうでは言われてしまうところがあって、なかなか慎重派の方もいらっしゃる場所であるのが事実なので、その辺は皆さんが御納得いただけるような形でしっかりと議論を進めていくべきではないかと思えます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、皆さんから御意見を頂いたので、暫時休憩としたいと思います。

午前10時31分休憩



午前11時37分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

休憩時間の中で活発な議論をしていただきまして、ありがとうございます。その中では、まず、事務局からの説明もありました。再来年、令和7年の4月に導入をするのであれば、来年の春ぐらいには方向性が出なければ進めることはできないというような発言がありました。ただ、その中で、早く進めるべきだという御意見の一方で、やはり紙を全て排除するということがいかなものかという御意見もありましたし、また、この議長の諮問事項も、これは重たいものだが、しかし、ほかにも懸案があり、それは濃淡がある、考え方に濃淡があるというような御意見もございました。また、電子化する上で、個人情報などの問題や働き方改革の問題など、このような懸案も出てくるだろうというような御意見がありました。

ただ、1つ、皆さんと一致できたことは、まずは、この議長の諮問事項については、しっかりと丁寧に議論をしなければいけないというところでは、一定の方向性、皆さんと共通認識になったのかなと思っておりますので、次回から、そのような形でしっかりと議論を進めていきたいと思えます。ほかに何か御意見があれば承りますが。望月委員。

○【望月健一委員】 もし補足があればお願いいたしますね。議長の諮問事項に関しては重く受け止めるところであります。一方で、私どもの交渉団体では、働き方改革、18時以降、18時までにはできれば審議を終わらせてほしい、予備日を使って行ってほしい、そういった意見がございました。また、聴覚しょうがいしゃの支援、やはり条例が今後制定される見込みが立っております。そういった中で、聴覚しょうがいしゃの皆様の支援を議会としても行っていくべきではないか、そういった意見が出されました。議長の諮問事項は重く受け止めるところでございますが、議会で重要課題とされることに関しては、やはり考え方に対して濃淡があると考えます。委員長、そして議長におかれましては、この2つも懸案事項に加えていただきたいことを、まずはお願いいたします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 御意見ありがとうございます。今、懸案事項にしてもらいたいという事項が、働き方改革の件、そして聴覚しょうがいしゃに対しての配慮の件についても懸案事項に加えても



らいたい、懸案事項にさせていただきたいというような意見がありました。望月委員、ほかにまだありますか。

○【望月健一委員】 失礼いたしました。もし同じことを言ってしまったら申し訳ありません。できれば、議長諮問事項と並行して、この2つの課題を懸案事項として取り扱っていただきたいと思いません。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 その懸案事項については、議長の諮問事項と並行して行ってもらいたいというような御意見がございました。その御意見について、何かほかに御意見ありますでしょうか。香西委員。

○【香西貴弘委員】 今、望月委員から2つの具体的な懸案事項ということがありました。ただ、当然、今、初めて私どもは聞いたところであります。そもそも懸案事項を出していくことのタイミング、これがまだちょっと、出してくださいと言われるようなこと、それをどう進めていくかということ、順序も含めて、また諮問との関係において、どのような位置づけにするのかということ、そういう意味では図っていかなきゃいけないということを踏まなきゃいけないんじゃないかなとも思います。そのような意味において、次、どのタイミングでやるのかはあると思うんですが、この懸案事項を、各交渉団体として持ち帰って、我々は我々なりの考えているところも正直ある分もあります。また、まとめていかなきゃいけない分もあります。ですので、そのための時間を欲しいというところもあります。次に向けてということであれば、そのようなタイミングをつくっていただけないかということをお願いしたいと思います。

○【住友珠美委員】 私も香西委員と同様です。今回、具体的な懸案事項については、まだ交渉団体のほうで話し合いを、話は出ているんですけども、しっかりとまとまった形にはなっておりません。できれば、私たちも一緒にその懸案事項を話し合っただけならと思います。持ち帰り、まとめていきたいと思しますので、委員長におかれましては、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○【藤江竜三委員】 本日、懸案事項について御提案いただきましたので、私どもとしても、この懸案事項についてどのようにするか、また、我々としても懸案事項がないかなど、考えていきたいと思しますので、次回、その点を協議できればと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。稗田委員、よろしいですか。

○【稗田美菜子委員】 交渉団体の望月委員がまとめてくださいましたので、私からの補足はございません。

○【遠藤直弘委員長】 ありがとうございます。それでは、今、各交渉団体から一定の同じ方向の御意見がございましたので、次回、皆様のほうで、虹の交渉団体さんからは2つ出されましたけれども、ほかにもあるかどうか。また、何件、持ち寄るかかどうかというものもあるとは思いますが、ただ、やはり日数、日程等々ございますので、そこまで多い懸案事項が片づけられるとも思えませんので、各交渉団体で絞った中でお持ち寄りを頂くということによりよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩と致します。

午前11時43分休憩



午前11時51分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

日程調整、ありがとうございました。次回、開催は9月19日9時30分から委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。その際、懸案事項として、議長の諮問事項が1点目、2点目については皆様から懸案事項を持ち寄っていただくということになりますので、懸案事項があるものをできるだけ絞ってお持ち寄りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。



○【遠藤直弘委員長】 これをもって議会運営委員会を散会と致します。

午前11時52分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年9月13日

議 会 運 営 委 員 長

遠 藤 直 弘